

修了証の再交付・書替・統合について

再交付、書替についての規則 (労働安全衛生規則 第82条)

技能講習修了証の交付を受けた者で、当該技能講習に係る業務に現に就いているもの又は就こうとするものはこれを滅失し、又は損傷したときは、技能講習修了証再交付申込書（様式第18号）を技能講習修了証の交付を受けた登録教習機関に提出し、技能講習修了証の再交付を受けなければならない。

前項に規定する者は、氏名を変更したときは、技能講習修了証書替申込書（様式第18号）を技能講習修了証の交付を受けた登録教習機関に提出し、技能講習修了証の書替えを受けなければならない。

再交付・書替・統合の手続き

1 必要書類等

- ① 技能講習修了証（再交付・書替・統合）申込書（写真1枚貼付） ※記入見本あり
- ② ご印鑑（押印は不要ですが、訂正印として必要な場合がありますのでご持参下さい。）
- ③ 本人確認書類（運転免許証・A4サイズの写しと原本提示）※郵送の場合は写しのみ
- ④ 旧修了証（紛失の場合以外は、必ず返却して下さい。）
- ⑤ 再交付手数料 2,500円（税込）
- ⑥ **氏名変更の場合は戸籍謄本（旧・新氏名表記のあるもの）**
(有効期限内の運転免許証裏面に新氏名記載のある場合は運転免許証両面の写しと原本提示でも可)

2 申込方法

◆直接当教習所にお越し頂く場合 ・・・ 受付時間 平日 9:00 ~ 16:30

(不在の場合がありますので事前にお電話をお願いします。)

・申請者本人が来所される場合

①～⑤(⑥)の書類を持参し、受付時間内にお越しください。

・代理の方が申請の場合 ※事前にお問合せ下さい。

※代理人の申請は来所でのお手続きのみ

(1) 申請者本人の証明写真(申込書貼付用 1枚)

(①代理人申請の場合の申込書はすべて代理人にご記入いただきます。

代理人が事前に申込書へご記入・写真貼付の上、持参していただいて結構です。)

(2) 上記②～⑤(⑥) の書類

(3) 委任状 ※記入見本を参考にして下さい。すべて申請者がご記入下さい。

(4) 代理人のご印鑑（シャチハタ不可）

(5) 代理人の本人確認書類（運転免許証・A4サイズの写しと原本提示）

※ご不明な点はお電話 086-455-2210 にてお問い合わせ下さい。

◆郵送での再交付依頼の場合

※郵送での依頼はご本人の申請のみ

・上記必要書類に加え、**返信用封筒（宛先を明記の上、簡易書留・定形郵便分の切手を貼付）を同封**の上、下記住所へ郵送して下さい。

※2024年10月現在 上記郵便料金は460円ですが、必ず郵便局等でご確認の上貼付して下さい。

不足の場合は交付が遅れる場合があります。

・再交付手数料2,500円は、下記口座にお振込み下さい。

書類到着とご入金の確認後、再交付修了証を簡易書留にて郵送いたします。

※他機関が発行した修了証の再交付及び書替はできません。

送付先

〒712-8051 岡山県倉敷市中畠3丁目7-38

水島港湾会館内

港湾貨物運送事業労働災害防止協会

中国総支部岡山支部

水島港湾技能教習所

振込先

水島信用金庫 本店営業部

普通 462721

水島港湾技能教習所

(ミズシマコウワングノウキヨウシュウショ)